

金木だより

人口と世帯数		
人口	男	7,224人
	女	7,478人
	計	14,702人
世帯数		3,819世帯
		(S55.9.30現在)

発行 青森県金木町役場 編集 企画室



出稼者安全就労大会
開催される

■ おもな内容 ■

救済対策のあらまし	…… P 2 ~ P 4
54年度決算報告	…… P 5
第2回総合体育大会	…… P 6
写真ニュース	…… P 7
●スタンウッドから絵の寄贈	
●金中ソフト 県大会で優勝	
●母子家庭を研修旅行へ	
保健婦から一言	…… P 7
戸籍の窓口	…… P 8

十月二日、出稼者を激励する「出稼者安全就労大会」が中央公民館で開催されました。

大会では、出稼者三百人が参加する中、主催者の田中町長が、「安全にみなさんが働けるよう、また、冷害対策にも万全を期して頑張ります。」とあいさつ。続いて出稼対策・冷害対策が説明され、五所川原職安の熊谷所長の講演のあと、アトラクションに移り、盛況のうちに幕を閉じました。

共済金の早期支払いを!

救済対策の

あらまし

今夏、本県を襲った冷害は、当町に二十一億円余の被害をもたらしました。

これに対し、町では冷害対策本部を設置、さらに冷害危機突破町民大会を開き十二項目の救済対策事項を国・県に陳情してきました。

その結果、県より、実施する当面の対策について、資料が届きましたのでお知らせします。

水稲共済金の

早期支払い

について

○損害評価事務

損害評価は迅速かつ適正化を旨として、農業共済組合等の現地評価は九月十六日から始められ、県農共連が行う抜取調査についても十月十四日頃で終了し、国の損害認定を受け、被害農

家に対し、共済金の年内支払いについて万全を期しています。(十二月中旬)

○共済金が支払われるまで

(1)農家から被害申告を受けた組合等は、申告のあった水田を一筆ごとにすべて調査します。調査は各部落から選ばれた評価員が検見により行い、さらに評価会委員による調査をします。
(2)組合等の損害評価会委員が部落ごとに抜取調査をし部落間に評価の不公平が生じないよう組合内の減収量(当初評価高という)を決めます。
(3)組合等の報告を受けた県農共連は、県内の各組合等へ行き、実測や見回り調査などをして各組合等の損害評価の公正、均衡化を図り連合会の損害評価会にかけて、県内の減収量(連合会当初評価高)とし、農林水

産省に報告します。
(4)農林水産省では、連合会の報告を受け、農林統計情報部の調査による各県の減収量と照合し、認定を受けて、初めて正式の損害(減収量)が決まることとなります。

このように何段階ものチェックにより、公正な評価が行われる仕組みになっています。

天災融資法の

発動と激甚災害法の適用

天災融資法の発動と激甚災害法の適用

天災融資法の発動と激甚災害法の適用については、被害の大きさや広がりなどの基準がありますが、今回の冷害による被害はこれに充分該当するので、全国的に農作物の収穫期が終り、被害額が確定した後(今月中旬)には法の適用がなされる見通しです。

一、天災資金の活用
天災資金は、天災融資法が発動された場合、被害農家に低利、長期で融資される経営資金です。借入希望者は、天災融資法の発動後、

町長から被害の認定を受けて、金融機関へ融資の申込みをすることになります。

また、天災資金を借受けたい者が償還期間中に再び天災により被害を受けた場合には、融資の限度額は、前述の限度額に既に借入れている資金の償還に必要な額(八十万円まで)を加えた額となります。

<利率>

3%資金	* 特別被害地域の特別被害農業者(天災による被害が、平年収量の30%以上の減収で、かつ平年における農業総収入額の50%以上の損失を受けた方)に貸付けられる。
5.5%以内資金 (現行5.05%)	被害農業者(天災による被害が平年収量の30%以上の減収で、かつ平年における農業総収入額の10%以上の損失を受けた方)で、損失額が平年における農業総収入額の30%以上である方(3%資金の貸付に該当する方を除く)に貸付けられる。
6.5%以内資金 (現行6.05%)	被害農業者で、損失額が平年における農業総収入額の10%以上30%未満の方に貸付けられる。

* 特別被害地域とは、旧市町村単位で被害農業者に占める特別被害農業者の数が10%(10戸)以上を占める地域を農林水産大臣の承認を得て知事が認定した地域をいう。

また、天災資金を借受けたい者が償還期間中に再び天災により被害を受けた場合には、融資の限度額は、前述の限度額に既に借入れている資金の償還に必要な額(八十万円まで)を加えた額となります。

(融資限度額)

限度額は百六十万円(果樹栽培、家畜飼養者は四百万円)ですが、激甚災害法が適用された場合には二百万円(果樹、家畜は四百八十万円)となります。

さらに、乳牛飼養者には一戸当り五万円、乳牛以外

の牛または馬の飼養者には一戸当り三万円の加算ができません。

(償還期限)

償還期限は資金の種類により三〜六年に定められますが、激甚災害法の適用災害では、さらに一年延長されることとなります。(据置期間はありませぬ。)

置期間はありませぬ。

〔資金使途〕

種苗、肥料、薬剤、農機具（購入額が十二万円以下のもの）、水利費、労賃、農業共済金の掛金、その他農業経営に必要な経費となっています。

〔借入相談〕

天災資金についての借入相談は、産業課、農協で応じています。

二、自作農維持資金の活用

自作農維持資金は、病氣負傷あるいは災害などで農地、採草放牧地の細分化や農業経営の縮小を防止する観点から、必要資金を農林漁業金融公庫が融資するものです。

借入希望者は、農業委員会に備え付けてある「貸付適格認定書」に「農業経営安定計画」を添えて、農業委員会に提出し、知事の認定を受けなければなりません。

〔貸付条件〕

- (1) 利率 年四・六%
 - (2) 償還期限 二十年以内
 - (3) 据置期間 三年以内
 - (4) 貸付限度額 百五十万円
- （自作農維持資金の借入残高がある方は、現在ある残高と通算されます。）

例えば、五十万円の借入残高がある場合、限度額は百万円になります。）

(5) 資金使途 家計簿及び農業経営費など。

〔借入相談〕

農業委員会では応じています。

※なお、借入には連帯保証人が一名以上必要です。

三、その他の資金の活用

天災資金、自作農維持資金の借入れ及び農業共済金支払いまでの間のつなぎ資金を必要とする農家には、被災農家救済つなぎ資金があります。

(1) 取扱機関 銀行等金融機関

(2) 貸付期間 今月四日～十二月二十日

(3) 貸付条件

(イ) 貸付限度額 農家一戸二十万円まで

(ロ) 利率 年五%

(ハ) 貸付先

五反歩以上の耕作者で三十%以上の被災農家であること。

(4) 資金使途

被災農家が維持継続に必要なとする経費。

(5) 借入相談先 産業課

四、既借入金の償還条件

緩和措置

被害を受けた農家で農業関係制度資金の償還に著しく困難をきたしている方には、償還期限の延長、据置期間の設定等の方法で償還条件の緩和に依っています。個々の農家により方法は異なりますので、借受けた金融機関へ申し出て必要な手続きをして下さい。条件緩和に関する相談は、産業課、農協、金木地区農業改良普及所等に応じています。

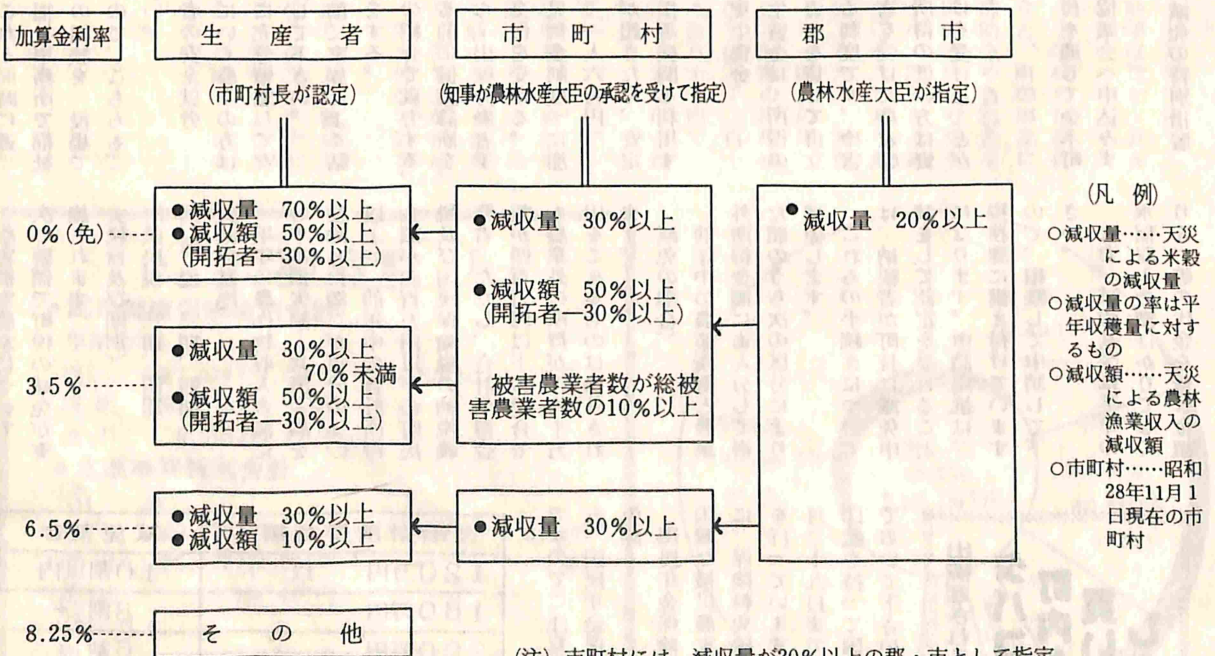
米穀の予約概算金の返納に係る

利子の減免措置

について

一、米穀の生産農家は八月初めまでに、国から一俵当り三千円の概算金を受けています。この概算金は出来秋に売り渡した代金から差し引かれることになっていますが、今年のように売り渡す米がない場合は、受けとっている概算金（売渡代金の合計が概算金の合計に

天災による概算金返納に係る利子減免



(注) 市町村には、減収量が20%以上の郡・市として指定された郡・市の地域外の市町村のうち、上記市町村に隣接若しくは近距離にある上記市町村と同条件の市町村も含まれる。

満たない場合はその差額)に一日当り年率八・二五%の利子をつけて返納することになります。

二、しかし、今回の冷害により被害を受けた農家に対しては、天災融資法に基づいて指定された天災の被害により、当初予定した売渡しが困難となった場合、農家の被害の程度に応じて加算金の利率が軽減、あるいは免除されます。

三、なお、予約概算金の返納に係る利子の減免措置の具体的な手続きについては、指定集荷業者が限度数量の減額改訂手続きと一緒に行うことになっていきますので、該当される方は登録されている指定集荷業者に相談して下さい。

規格外米

(低品位米)の

売渡しについて

一、国では、規格外米の買入れについて、対象米穀と規格、買入れ価格の方針を決め、今月八日に官報告示しました。

国で決定した政府買入れ

れ対象の規格外米と価格は、未熟粒混入甲と被害粒混入甲が一俵(玄米裸六十キ)当り一万一千四百二十五円、未熟粒混入乙と被害粒混入乙が同一万一千三十六円、青未熟粒混入が同一万八千二百一十の五種類。いずれも、整粒歩合、被害粒率などによりランクづけがなされています。

種子の

確保対策

◎水稲

一、水稲の種子については、従来から県指定採種ほ産種子を県農産物改良協会を通じて希望農家へ供給してきました。しかし、今年是指定採種ほ産種子の生産が減少する一方、新規需要が大幅に増加しており、県農産物改良協会の調査では、指定採種ほ産種子の供給量も含めて約二千四百トンの需要

見込みとなっています。この必要量を確保するために、アキヒカリ、ハマアサヒ、シモキタについて、津軽地域における採種可能な農家に準種子(採種ほ産以外の種子)確保の協力を求めています。

二、これらの品種のうち、アキヒカリ、ハマアサヒについてはほぼ必要量は確保できる見込みとなっています。なお、シモキタについては全県的に壊滅的な被害を受けているため、種子の確保は充分でないで、ハマアサヒに代替してもらうよう協力をお願いしており、種子の不足はきたさないようにしています。

生活安定

対策

一、生活相談所の開設
冷害にともない、今後の生活の安定を図るため、役場内に開設しています。農業の面は産業課、福祉関係は民生課、税金のことは税務課で相談に応じていますので、どうぞお気軽にご相談下さい。

また、これと同時に週二回ほど、福祉事務所や福祉についての相談を、役場で応じますので、こちらもご利用下さい。

二、出稼者の安全就労
出稼ぎにいく農家の方は次のことに充分留意して安全に就労して下さい。
○出稼ぎ前に家族とよく話し合いをする。
○安定所の紹介で就労する。
○出かける前に健康診断を。
○役場から「出稼労働者手帳」の交付を受ける。
○「事故見舞金制度」に加

入する。(一人六百円)
○事故等が起きたら、安定所など指導機関を利用すること。
三、世帯更生資金
世帯更生資金は、所得の低い方に資金を貸して自立更生を図る制度です。冷害により被害を受けた農家等のうち、所得の低い方は資金の貸付けを受けることができます。

(申込み)
民生委員を通じて金木町社会福祉協議会へ申込みます。
四、町税減免の特別措置

冷害被害農家について、次の要領で町税の減免が実施されます。
(税目及び期別)
町県民税 三期、四期
国保税 三期、四期
(減免基準)

平年の農作物収入金額に対する損失額(共済金額を控除した額)が百分の三〇以上で、前年中の合計所得金額が四百万円以下の町民税及び国民保険税の納税義務者、ただし、合計所得金額が四百万円以下の場合でも農業外の所得が百六十万円をこえるものは除外されます。

(減免の割合)
前年中の農業所得と農業外所得金額にあん分して得た額のうち次の区分により減免します。
これらの手続きについては、納税者が町長に減免申請をして認定を受けることになりす。申請用紙は、税務課に備え付けていますので、相談して申請して下さい。

なお、減免基準は平年の水稲収入金額ばかりでなくりんご等の代金を含む金額

合計所得金額	減免割合
120万円以下	10割以内
160万円	8割
220万円	6割
300万円	4割
300万円をこえるとき	2割

です。ご注意ください。
五、国民年金保険料の特別免除
国民年金保険料の納付が困難な被災農家の被保険者に、保険料免除申請の受付を行っています。受付は今月二十九日までですので、印鑑を持って国民年金係までおいで下さい。

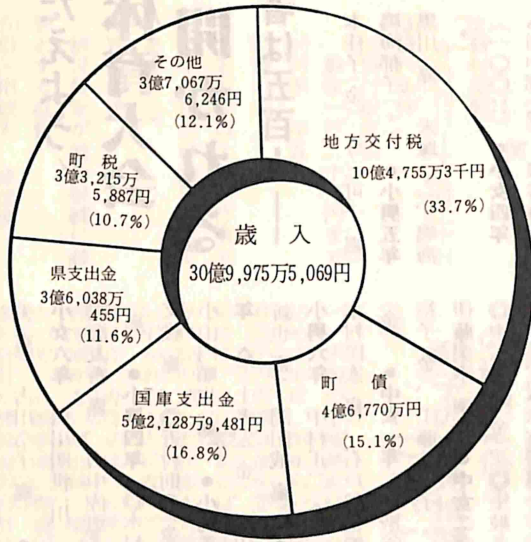
出稼ぎされる方へ、
タバコは
町内から
買いま
しょう

すみよい町づくりに

29億8,578万3,957円

(54年度一般会計決算)

使われました。



五十四年度の一般会計決算額は、歳入三十億九千九百七十五万五千六百九十九円、歳出二十九億八千五百七十八万三千九百五十七円で、差引一億一千三百九十七万一千百十二円の黒字となりました。

一般会計 一億二千三百万円の黒字

九月十九日に開会した第九十三回定例町議会で、昭和五十四年度一般会計と特別会計の決算が承認されました。

みなさんが納めた税金はこのように使われています。

また、この決算額は五十三年度に比べ、歳入で十二%、歳出で十二・五%伸びています。
 財政事情により配分される地方交付税は、全体の三十三・七%を占め、十億四

千七百五十五万三千円でした。(対前年度比七・九%の増)
 金木統合小学校や自然休養村事業など、町の事業に国や県が補助金や負担金を助成する国庫支出金や県支出金も二十八・四%を占め八億八千六百六十六万九千九百三十六円でした。(対前年度比三十一・四%の増)
 一方、自主財源の町税は十七・七%の三億三千二百五十五万五千八百八十七円で、三割自治にも、まだほど遠い感じですが。

各種建設事業の投資的経費は十四億三千七百六十三万四千円で四十八・一%を占めており、前年度の構成比より七・六%伸びています。
 これに対し、人件費は二十・二%の六億三百六十七万一千円で、前年度より三・四%割合が減っています。

特別会計

●国民健康保険特別会計

(事業勘定)

歳入	6億7,624万6,256円	(対前年度比 1.1%増)
歳出	5億8,770万6,925円	(〃 2.9%減)
差引	8,853万9,331円	

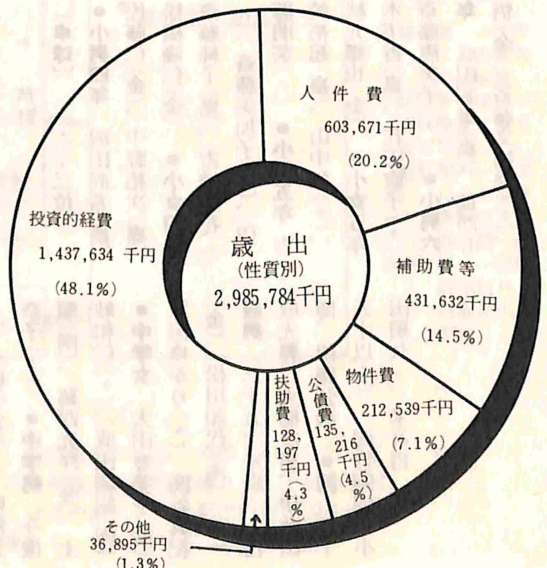
●水道事業特別会計

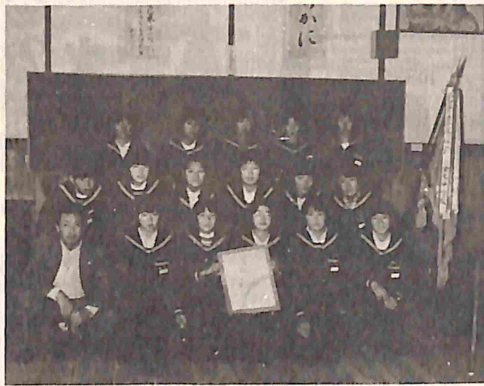
(収 益)

歳入	1億9,228万2,735円	(対前年度比 8.8%減)
歳出	1億8,977万4,274円	(〃 6.0%減)
差引	250万8,461円	

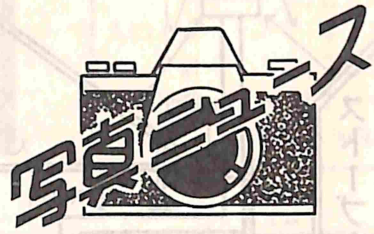
(資 本)

歳入	497万2,275円	(対前年度比 80.1%減)
歳出	1,146万2,556円	(〃 62.4%減)
差引	▲649万 281円	(55年度で補てん)





十月四日、五日行われた青森県中学校ソフトボール選手権大会で、金木中学校ソフト部(佐々木慶一郎監督)が決勝で五所川原二中を三・二で破り、優勝の荣誉に輝きました。



七月に当町の中・高校生11名が研修に行ったアメリカのスタンウット町へ、田中町長がメッセージとヒバコケシを贈りましたが、そのお返しにスタンウット町からメッセージと絵が贈られてきました。



同十二日、金木町連合青年団では、町、社会福祉協議会の協力を得て、母子家庭との研修旅行を行い、地域から喜ばれています。



保健婦から一言

◆お酒と女性

近ごろはお酒を飲む女性が増えてきます。ビアホールで大きなジョッキを傾けている女性も少なくありません。だが、「お酒をちよつとも飲むと、胎児はアルコール漬(づ)けになりますよ」と妊産婦に警告しているのは、福井県坂井町の町立三國病院産婦人科医長の新美洋代さん。

アルコールが妊婦に及ぼす影響の研究を続けて十数年になる新美医長は、三百七十二人の妊婦について調べたところ、多くの胎児がアルコールに浸っているという実態がわかったそうです。

清酒で毎日一合(百八ミリリットル)以上飲んでいる婦人は十七人(四・六%)、週一回以上飲んでい

る婦人は百三十五人(三十三・三%)もいました。分

子構造が簡単なアルコールは、タンパク質などと違って胎盤をあつさりとお通します。このため母体の血中のアルコール濃度は、胎児のそれと同時に、同時数値

所得税第二期分の納期は十二月二日です

今年の所得税予定納税第二期分は、十二月一日が期限です。お忘れなく!

なお、このたびの冷害などで被害を受けた農家の方々は、今月十五日までに予定納税額の減額申請書を提出していただきます

と、予定納税額が減額になったり納付しなくても済むようになります。申請の手続等については税務署が役場税務課にご相談下さい。

を示すということです。特に妊娠三カ月までの胎芽期の影響が心配されています。妊娠したらお酒は飲まないようにと新美さんは強調しています。



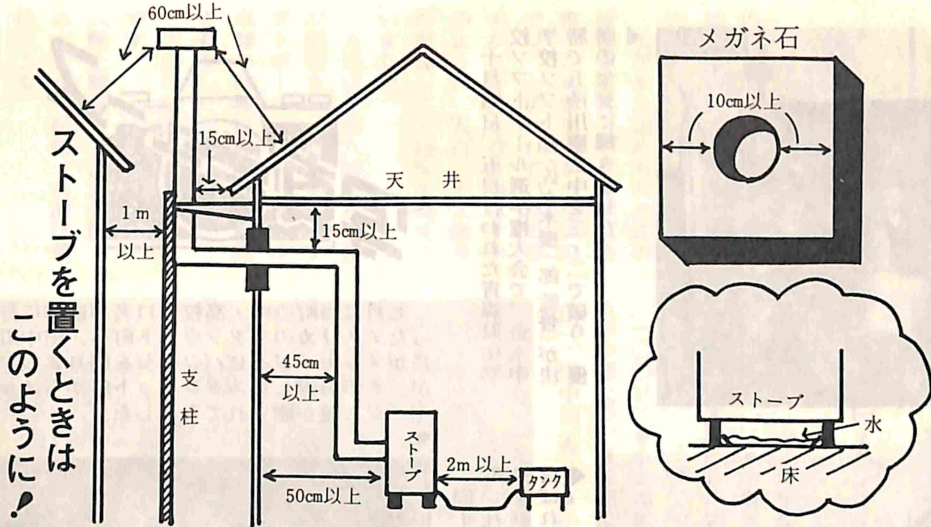
※五所川原税務署
(☎01733④3136)

※税務課
(☎③2111 内線22・23)

◎税を知る週間

十一日から十七日まで税を知る週間です。税務相談や座談会などいろいろな行事が行われています。あなたもどうぞ五所川原税務署へ出かけてみて下さい。

あなたです!! 火事を出すのも 防ぐのも...



このようときは、
ストーブを置くときは

季節的に火の恋しい時期になってまいりました。お宅では冬期間の暖房器具の準備はできたでしょうか。省エネルギー対策として、薪ストーブ、石炭ストーブを使用する家庭も多いと思います。その際、特に注意してほしいのは、これらのストーブの設置方法についてです。昨年は、ストーブ台や煙突の取り付けミスによる火災が数件発生しています。最近では、石油暖房器具も新製品が売り出され、石油温風ヒーター等は安全という先入観をもたれがちですが、温風によって乾いた洗たく物が落下して、火災が発生した例もあります。冬期間、一日中使用する暖房器具ですので、十分に安全、確実な取り付けをして下さい。

なお、防火についての困り事や質問等がありましたら、金木消防署、津軽北部消防事務組合本部へお気軽にお立寄り、または電話でご相談下さい。

出生

(九月分)

- 原田 由佳 (佳昌) 中柏木
- 松川 聡佳 (勉) 嘉瀬
- 津島由香子 (伸幸) 金木
- 阿部 崇 (良一) 嘉瀬
- 原田 健佑 (順二) 金木
- 今 奈智美 (秀則) 喜良市
- 佐野 仁美 (一) 蒔田
- 沢田 匡希 (憲) 嘉瀬
- 工藤 聡子 (達男) 金木
- 米谷 明修 (廣明) 〃
- 中井 衛 (清悦) 〃
- 今 健志 (寿彰) 〃
- 木村可奈子 (裕悦) 〃
- 木村美沙子 (清忠) 〃
- 磯野 浩美 (義則) 喜良市
- 吉田 拓己 (陽一郎) 蒔田
- 門間美輪子 (勇悦) 金木
- 小寺 芽瑠 (覚) 〃

結婚

(九月分)

- 村上 克己 (正己) 青森市
- 桑田 睦子 (直一) 喜良市
- 伊丸岡一広 (正) 喜良市
- 伊藤 貴子 (敏彦) 北海道
- 中谷 幸米 (由松) 川倉
- 阿部 京子 (辰雄) 中里町
- (加賀田) 幸一 (友光) 金木
- (竹内) まき子 (平内) 中里町

- (武内) 一夫 (章) 神奈川
- (吉崎) まゆ美 (忠美) 嘉瀬
- 今 修司 (義勝) 喜良市
- 松橋 圭子 (金好) 中里町
- (竹内) 幸一 (正勝) 金木
- (阿部) 真知子 (兼吉) 中里町
- (須藤) 徳文 (万之助) 木造
- (工藤) 秀子 (繁美) 喜良市
- (工藤) 幸治 (正) 喜良市
- (成田) りい子 (松太郎) 金木
- (白戸) 幸男 (惣太郎) 車力
- (泉谷) 恵子 (則美) 川倉
- (山中) 京一 (朝太郎) 嘉瀬
- (鳴海) 節子 (栄) 嘉瀬
- (岡田) 和幸 (金右エ門) 喜良市
- (土田) 美和子 (長一郎) 秋田
- (関川) 利八郎 (彦太郎) 八戸
- (小松) りや子 (常光) 嘉瀬
- (大佐) 賀 巖 (春男) 川倉
- (栗田) 美香 (久輝) 東京都
- (吉野) 精一 (宗昭) 東京都
- (横山) 朋枝 (兼雄) 喜良市
- (対馬) 国芳 (光穂) 嘉瀬
- (伊藤) 俊子 (満男) 嘉瀬
- (宮木) 則男 (清次郎) 〃
- (大谷) みつ子 (柁志) 川倉
- (小杉) 栄八 (正吾) 新潟県
- (荒関) 美津 (純輔) 金木
- (鳴海) 尋文 (健吉) 金木
- (沢井) ルイ子 (保一) 神戸市
- (沢田) 禮治 (繁太郎) 金木
- (相馬) 節子 (定雄) 弘前市
- (成田) 晃彦 (米造) 岩手県
- (田中) 不美 (美代司) 金木
- (津島) 正治 (由男) 金木
- (松沢) 典子 (嘉四) 五所市

- (佐藤) 文則 (善蔵) 五所市
- 今 節子 (勝義) 喜良市
- (田中) 弘之 (弘通) 金木
- (坂本) 美由紀 (定則) 中里町

お悔やみ

(九月分)

- 泉谷 ミツ (69) 川倉
- 木下 亀太郎 (77) 嘉瀬
- 角田 健 (62) 金木
- 山本 アキ (78) 嘉瀬
- 鳴海 なみ (84) 〃
- 黒川 平内 (46) 〃
- 葛西 直太郎 (70) 〃
- 飛鳥 勲 (81) 川倉

アマチュア無線講習会受講生募集!

日本アマチュア無線協会の主催で、免許取得の講習会が来年一月に開かれます。受講の申込みは今月中です。百名になり次第締切りとなりますので、左記へハガキで申込んで下さい。

金木町喜良市字富田
七六の一 大橋 雅明
※ なお受講料は約一万円です。